

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策マニュアル

鹿沼市立北押原中学校

1 本校の対策マニュアルは以下の通知に基づいています

文部科学省

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」

(令和2年3月24日)

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」

(令和2年5月1日)

栃木県教育委員会

「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について」

(令和2年5月8日)

鹿沼市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

(令和2年5月25日)

鹿沼市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」(第2次改訂版)

(令和2年6月12日)

2 本校における基本的な感染症対策は以下の通知に基づいています

＜基本的な感染症対策の実施＞

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つ

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

3) 抵抗力を高める

免疫力を高めため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

(文部科学省 令和2年3月24日)」からの抜粋

3 本校における感染症拡大防止ガイドライン

- (1) 生徒には健康観察シートを使用して、登校前の検温・風邪症状等を毎朝チェックさせる。登校後も随時、健康観察に努める。家庭と連絡を密にして生徒の健康管理を実施する。教職員も同様の対応をする。
- (2) 手洗いや咳エチケットの指導を行う。
- (3) 学校医・学校薬剤師と連携した保健管理体制を整えと共に、生徒活動後に消毒を実施し、環境衛生を良好に保つように努める。

- (4) 規則正しい生活・朝食摂取・適度な運動など抵抗力を高める基本的な生活習慣の維持を指導する。
- (5) 集団感染のリスクを低減させるために、次の3つの対応を実施する。
 - ①密閉空間を避けるため、換気を徹底する。
 - ②個人が可能な限り距離を取って生活できるように配慮し、生徒にも指導する。
 - ③マスクの着用を徹底すると共に、会話や発声について指導する。
- (6) 授業内容を精選し、感染の可能性が高い学習活動は設定しない。学習順序の入れ替えや、日課や時間割の工夫をして学習内容の履修に努める。
- (7) 教育活動の計画にあたっては、感染拡大防止についての配慮を明記する。
- (8) 部活動は、実施内容や方法を工夫し、感染防止の対応を行う。
- (9) 学校給食の実施にあたっては、感染防止の対応を行う。

4 本校における具体的な取組み

I 登校時

- (1) 登校前に風邪症状がある場合は登校しないようにお願いします。
- (2) 登校前に家庭で検温してから登校するように指導します。検温を忘れた生徒は昇降口で検温してから教室に入室させます。
- (3) 登下校の際には基本的にマスクを着用するように指導します。
 - ①密にならないことを条件にマスクの脱着を適切に行えるようにさせ、マスク着用による熱中症等を予防します。
 - ②雨天時自転車通学者は、マスクを着用しなくてもよいこととします。マスクを着用する場合は、替えのマスクを持参するようにさせます。
 - ③マスクを準備できない生徒、忘れた生徒には、学校のマスクを配布し使用させます。
- (4) 昇降口で手指の消毒をしてから教室に入室させます。
 - ①昇降口の扉は東から3年・2年・1年の学年指定とし、学年別に1列で校舎内に入らせます。1年生の自転車通学者は北側の入口からも入らせます。
 - ②昇降口の解錠時刻は7:40分とし、学年担当者が解錠を行います。その際、検温状況を確認します。忘れた生徒は昇降口で検温させます。
 - ③靴を履き替えた後、各自で手指を消毒してから教室に入らせます。
- (5) 「保健観察シート」を毎朝提出させて、学級担任が生徒の健康状態を把握します。**(1週間程度の平均体温を算出して、平熱を基準とします)**
 - ・教室入室時に生徒が「保健観察シート」を提出します。
- (6) 「健康観察シート」を回収し、本人の体温と風邪症状の有無・**家族の風邪症状の有無**を確認します。
 - ①本人に咳、喉の痛み等の風邪の症状がある場合は、自宅に連絡をし早退させます。
 - ②平熱よりも1℃以上高かった場合を発熱と判断し、自宅に連絡のうえ早退させます。
 - ③平熱よりも0.5以上高かった場合は、本人の問診・家族の健康状況を確認の上、自宅に連絡をとって、早退させるかどうか相談させていただきます。
 - ④ ①②による早退は「出席停止」とします。
 - ⑤早退するまで待機が必要な場合は、職員の観察下で空き教室を利用します。

- ⑥「健康観察シート」は担任が回収して状況を確認したあと、出席番号順にして養護教諭に提出します。
- ⑦保護者の判断で学校を休ませる場合は、「欠席」扱いとはせず「出席停止」とします。症状によっては、相談窓口を紹介します。
- ⑧登校後も健康観察に努め、生徒の状況を的確に把握できるようにします。なお、状況に応じて、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援、家庭と連携をとるなど、心の健康問題にも適切に対応するように努めます。

(7) 教職員も検温を記録し、手指の消毒をします。

2 学校生活全般における感染リスクを低減させる対策

(1) 手洗いに関する指導

- ①給食の前後、清掃の前後、トイレの後など、生徒が自主的に手洗いができるように指導します。
- ②清潔なハンカチ等を携行させ、共用をさせません。
- ③手洗い時に水道前に人数が集中しないように判断して行動できるように指導します。
- ④手洗いが困難な場合には、消毒液を使用します。
- ⑤手洗い・消毒によって手荒れ等が起こる場合などに関しては、家庭と連携してその生徒が使える消毒ペーパーを持参させるなど、各生徒に合わせた弾力的に対応します。手洗い・消毒に限らず合理的配慮が必要な場合は対応を家庭と協議します。

(2) マスク使用に関する指導

- ①飛沫防止のためのマスク装着の重要性と、熱中症防止のための指導を行います。
- ②マスクを着用している場合でも、会話を極力避けることや、適切な声の大きさで話すことを指導します。
- ③状況に応じてマスクの脱着を適切に行えるように指導し、マスク着用による熱中症を予防します。
- ④**マスク着用により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合は、換気・生徒間の距離確保などの配慮をした上で、マスクを外させるなど、適切な措置を講じます。**
- ⑤マスクをはずす場合（体育・給食等）は、氏名を書いたジッパー付きの袋に入れます。最初の1枚は学校で用意します。2枚目以降は各家庭で準備をお願いします。

(3) 咳エチケットに関する指導

- ①マスク着用を原則とします。
- ②給食時は机上にハンカチ等を用意し、咳が出そうになったらハンカチ等を利用して飛沫を防止できるように指導します。
- ③体育や部活動など、とっさにハンカチ等が準備できない状況の場合は袖等を使って極力飛沫を防止できるように指導します。

(4) 密閉空間を避けるため、換気を徹底します。

- ①可能な限り、2方向（できれば対角線上）の窓を開けます。
- ②荒天・光化学スモッグ等で外気に面した窓を開けておくことができない場合でも、廊下側の窓・入り口等を開けておきます。1時間に5分～10分程度換気をします。
- ③空調利用時においても、上記換気を行い、扇風機を併用します。

- ④窓のない部屋は常時入口を開けておきます。換気扇があれば使用します。
- ⑤体育館のような広く天井の高い部屋でも換気に努めます。
- ⑥熱中症に注意し、室温管理、水分補給、衣服等による温度調節にも配慮します。

(5) 個人が可能な限り距離を取って生活できるように配慮し、生徒にも指導します。

- ①密集が避けられない活動は実施しません。
- ②各種活動は、生徒間の距離を確保し、短時間で実施可能なように配慮して計画します。
- ③休み時間もできるだけ自席で過ごし、適切な生活ができるように指導します。

3 授業

(1) 授業内容を精選し、感染の可能性が高い学習活動は設定しません。学習順序の入れ替え、日課や時間割を工夫して学習内容の履修に努めます。

- ①教科や活動によっては、感染の可能性が高い活動は実施できないことから、教育課程を再編成します。教育課程は、今後の状況に応じて修正を加えていきます。
- ②教育課程の再編成については、生徒の負担を十分に配慮します。
- ③授業内容の精選に伴い、過度な家庭学習を課すことのないよう留意します。

(2) 教育活動の計画にあたっては、感染拡大防止についての配慮を明記します。

・今後の各種教育活動は、本マニュアルを基本として計画立案します。

(3) 各教科における対策

- ①各授業開始時など、登校後も可能な限り随時健康観察を行っていきます。
- ②各教科とも生徒間の距離を可能な限り確保し、生徒どうしが近距離で対面になる活動は可能な限り避けます。
- ③移動を伴う活動では、密集や接触を避けるために、生徒の動き方を指示します。
- ④近距離での対面を避けるため、机を集めたグループ活動や話し合い活動は避けます。
- ⑤特別教室を使用する場合は、近距離での対面を避ける工夫をします。
- ⑥理科の実験など、学習上どうしても必要であり、上記④⑤の対策が取りにくい場合は密接会話を避ける等、十分な配慮・対策をとった上で行います。

(4) 教科の特性上、特に配慮が必要な教科

①音楽科

- ・発声しての歌唱活動は音楽室内では実施しません。本校の場合、食堂を使用するならば、生徒同士の距離を十分に確保できるので、換気等の対策もとった上で、発声しての歌唱活動も可能とします。
- ・音を出しての管楽器の演奏は実施しません。打楽器・弦楽器・鍵盤楽器等は、楽器の使用前後に消毒するなど、適切な配慮のもとに演奏も可能とします。

②保健体育科

- ・体育時にマスクをはずす場合は、各自のビニール袋に入れ、体育のファイルにはさみます。
- ・接触を伴う活動は実施しません。

③家庭科

- ・調理実習は実施しません。

3 休み時間

(1) 教室内での過ごし方

- ①基本的に自席で過ごします。
- ②生徒どうしで会話をする時は距離を取るよう指導します。
- ③接触する行動は避けるよう指導します。

(2) 水道での密集を避け、自席で水分補給できるよう、水筒・ペットボトルの持参を可とします。

(3) 移動教室

- ・移動を伴う活動においては、密集や接触を避けるために、生徒の動き方を指示します。

4 給食

(1) 手洗い・消毒・健康観察等、以下の対策を確実に実施するため、給食前後の日課を15分間延長して時間を確保します。

(2) 給食前の環境整備

- ①給食は教室で実施し、机はグループではなく、前を向いた配置のままとします。
- ②消毒液と使い捨てペーパーを使用して、配膳台を消毒します。
- ③消毒液と使い捨てペーパーを使用して、各自の机上也消毒します。
- ④全員手洗いをすませたあとは、自席に着席して、マスクを着けたまま静かに待ちます。
- ⑤机上にハンカチを置き、食事中にマスクを入れるビニール袋を用意しておきます。

(3) 給食当番

- ①給食当番の健康状態・服装・手指の消毒を確認し、チェックシートに記録します。
- ②給食当番は、手指の消毒のあと、学校の白衣、または各自のエプロン、三角巾を着用します。学校の白衣を着用するか、エプロン・三角巾を使用するかは各家庭での判断とします。エプロン・三角巾を使用する場合は各家庭での準備をお願いします。白衣・エプロンは個人で管理させます。
- ③手洗い・手指の消毒後に顔や頭、マスクを触らないよう指導します。
- ④片づけ後も手洗いをします。

(4) 配膳

- ①配膳は各自とし、間隔をとりながら順番に取りに行くよう指導します。
- ②給食当番の配膳は、当番内で役割を交代しながら各自で取りに行きます。
- ③おかわりは担任が配ります。
- ④感染拡大防止を最優先して、食べ残しはすべて廃棄とし、再配布はしません。

(5) 食事中

- ①「いただきます」をしてからマスクを外し、ビニール袋に入れます。
- ②会話しないよう指導します。
- ③食事中にせきやくしゃみが出そうになったら、机上のハンカチ等を利用して飛沫を抑えるよう指導します。
- ④早めに食べ終わったらマスクを着け、片づけの準備をして静かに待つようにします。

(6) 片づけ

- ①「ごちそうさま」で片づけが開始できるように指導します。
- ②片づけも各自とし、間隔をとりながら順番に実施できるように指導します。

- ③食器やゴミをグループでまとめません。
- ④消毒液と使い捨てペーパーを使用して、配膳台を消毒します。
- ⑤消毒液と使い捨てペーパーを使用して、各自の机上也消毒します。

(7) その他

- ①給食後は全員が手洗いをします。
- ②歯磨きは片づけが終わったあと自席で行います。
- ③歯磨きは、事前にブラッシングと水道の利用方法を事前指導します。
- ④コップや洗口液を使用することも可とします。

(8) 教職員についてもエプロン・三角巾・マスクを着用し、手指消毒をします。

5 清掃

(1) 担当職員は最初の清掃の時間に集合場所、清掃の流れ、清掃の仕方、雨天時不在時の対応を生徒に指導します。

(2) 清掃の流れ

- ①清掃開始時・終了時に手洗いをします。
 - ・分担区によっては手指消毒をします。
 - ・トイレと水道は使い捨てのビニール手袋を使用します。
- ②清掃分担ごとに感染リスクを高めない範囲での清掃を行います。
 - ・分担区ごとに適切な清掃の仕方を職員が確認します。
- ③無言清掃とします。
- ④雨天時は清掃を行わず、教室で読書、学習等をして静かに過ごします。
- ⑤清掃担当職員が出張等で不在になる場合、教室に戻すときは、その教室は清掃しません。
基本的に読書、学習等をして静かに過ごします。教室・廊下の掃き掃除、黒板の掃除など、などは感染リスクを高めない範囲で教室担当職員が指示しながら行います。

(3) 教室の清掃の流れ

- ①清掃開始時・終了時に手洗いをします。

6 部活動

(1) 部活動は各部ごとに、実施内容や方法を工夫します。

＊以下の活動内容や工夫については、各競技専門部の対策に従うものとします。

- ①臨時休業のため、生徒が運動不足となっているという前提で活動を工夫します。
 - ・十分な準備運動を行います。
 - ・身体に過度な負担のかかる運動を避けます。
 - ・生徒の怪我防止に十分留意します。
- ②活動の前後の手洗い、うがいを徹底します。
- ③感染の可能性が高い活動は実施しません。
 - ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合って発声したりする活動は実施しません。
 - ・密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をします。
- ④部活動で使用する用具等については、使用前・使用後に消毒を行うとともに、生

徒間で不必要な使い回しをしません。

- ・運動具や楽器等は共有・共用することを避けます。
- ・ボールなどは使用前後に消毒をします。

⑤体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開けこまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施します。

⑥活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠します。その際、感染の拡大防止の観点からも、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むようにします。

⑦6月1日付け保護者配布の「6月1日以降の北押原中学校部活動の活動方針について」に基づいて部活動を開始します。

（２）部活動の活動時間、内容、配慮事項

6月中の部活動について

- ・ 6月 1日(月)～6月 7日(日) …… 部活動は実施しません。
*1年生は、部活動に関するガイダンスを実施します。
- ・ 6月 8日(月)～6月14日(日) …… 活動時間を 1時間 とします。
*1年生は、部活動見学期間とします。
*この期間中の土・日曜日の部活動は実施しません。
- ・ 6月15日(月)～6月21日(日) …… 活動時間を 1時間30分 とします。
*1年生は、仮入部期間とします。
*この期間中の土・日曜日の練習は2時間程度とします。
1年生は、土・日曜日は休養日とします。
- ・ 6月22日(月)～ …… 通常の活動時間とします。
*1年生は、入部届を提出し、正式入部とします。
*平日は2時間程度、休日は3時間程度とします。
1年生の休日の練習内容・活動時間については十分に配慮をします。

（３）3年生の部活動への参加

①3年生は、部活動への参加を保護者・本人が希望しない場合、休部扱いとします。

- ・運動部・文化部を問いません。
- ・休部にあたっては、休部届の提出が必要です。

②休部を希望した場合は、部活動以外の活動がない限り、速やかに下校させます。

（４）その他

①対外試合や練習試合等は当面の間中止します。

7 学級活動

(1) 規則正しい生活・朝食摂取・適度な運動など抵抗力を高める基本的な生活習慣の維持を指導します。

- ①「新型コロナウイルスに関する正しい知識」や「感染症対策」の内容を、学校再開後、早い段階で学級活動において指導します。
- ②生徒自身が感染のリスクを低減させる行動をとれるようにするとともに、感染者に関わる人々への偏見や差別が生じないような指導も同時に行います。

(2) 人権教育の充実を図る。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識の基に、発達段階に応じて、偏見や差別について指導します。

8 環境衛生

(1) 学校医・学校薬剤師と連携した保健管理体制を整えます。

- ・換気の必要性や消毒液の使い方など、必要に応じて学校医・学校薬剤師に指導・助言を仰ぎます。

(2) 生徒活動後に校内の消毒を実施し、環境衛生を良好に保つように努めます。

- ・教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に生徒が手に触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、放課後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して職員が清掃を行います。

(3) 生徒が各自で衛生状態を保つものの持参を認めます。

- ・ウェットシートや汗ふきシート（無香料・無香性のもの）の持参を可とします。
- ・その他の希望については、合理的配慮の観点からその都度検討します。

9 その他

(1) 日課

- ①6月1日(月)～6月30日(火)までの期間は特別日課とします。
- ②給食前後に15分間を確保して、感染拡大防止の手立てを強化します。
- ③行事を行う際は日課を調整して可能な限り分散して実施します。

(2) 広報

- ①保護者にも本校の取組等について文書・HP等で周知します。
- ②特別日課等についても保護者・生徒に周知します。

(3) 状況に応じて本マニュアルを変更します。

- ・変更が生じた際には必要に応じて、変更を周知します。